

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部監理課）

諮問日：平成24年9月14日（諮問第70号）

答申日：平成25年6月5日（答申第62号）

内容：「平成24年度第1号精神医療センター医療観察法病棟新築工事に係る総合評価審査小委員会の資料一切」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成24年度第1号精神医療センター医療観察法病棟新築工事に係る総合評価審査小委員会の資料一切」（以下「本件対象公文書」という。）につき、その一部を非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成24年7月19日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

医療観察病棟本体建設落札における総合評価審査委員会の資料一切

2 実施機関の決定

同年7月26日、実施機関は本件対象公文書を特定の上、「入札参加者より提出された具体の技術提案内容」が条例第6条第2号アに該当するとして、また「個人の氏名・年齢・生年月日・監理技術者番号等」が条例第6条第1号に該当するとして、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定を行った。

3 異議申立て

同年8月24日、異議申立人は、条例第6条第2号アを理由として非公開とされた部分に係る処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

条例第6条第2号アの規定により非公開とされた部分の公開を求める。

2 異議申立ての理由

非公開とされた各社の技術提案書の内容は、落札を決める総合評価審査小委員会の判断材料であり、総合評価という方式をとる以上は、客観的に多方面から検証できる資料として県民へ開示すべきである。これを公開することにより、競争上の地位を害するとは思えない。

今回の医療観察病棟本体建設に係る費用は、国からの交付金総額約13億円のうちの約5億6,000万円である。医療観察病棟建設計画は、地元住民や当事者の精神障害者関係団体が建設を反対する中、県から詳しい説明や対話もない中進められ、新聞紙上でも何度も取り上げられてきた。今もって、県民の関心の高い建設計画でもある。

この本体建設業者の落札がどのように行われ、適正な選択の結果決定されたかどうかを知ることは、国税を投入して行われる事業として、滋賀県民だけでなく国民の知る権利として必要な情報であると認識している。

県が参考として提出した「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）（抜粋）」（以下「基本方針」という。）において、県が非公開の理由とした下線部分（「その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする」）は、審査までの取扱いに關することであり、審査後の事項ではない。

審査後のことに関しては、その参考資料の後半部分である。内容は、「採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工および管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする」とある。つまり、品質確保において重要なことは、採用した技術について評価、検証が行われたかどうかであり、適正な検証が行われたかどうかを客観的な方法により明らかにし、以後の公共工事に反映させることである。そのためには、どの技術提案書がどのような理由で選ばれたのかを開示していただくことが重要である。

総合評価審査小委員会では、決定過程の議事録も存在せず、どのような過程で何を元に決められたのかということが、県民に分かりにくい状況となっている。県ホームページ上

では、総合評価方式の導入について、「公共工事は豊かな国民生活の実現や安心・安全の確保、活発な経済活動を支える基盤となる社会資本を整備するもので、現代に生きる私たち、そして未来の子や孫の世代に大変大きな影響を与えるものです」と記載されている。この記載のとおり、未来の子や孫に大きな影響を与えるものであるなら、いつの時代でも、誰にとっても分かりやすい決定過程の情報発信を行っていただく必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関の行った決定は妥当である。

2 総合評価落札方式の概要について

平成 24 年度第 1 号精神医療センター医療観察法病棟新築工事については、総合評価落札方式により入札を行った。

総合評価落札方式とは、応札価格のほか、高度な技術提案や施工能力等、応札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方法であり、必ずしも最低価格の入札者が落札するとは限らないものである。

公共工事は、長期にわたって安全かつ円滑な県民生活と社会経済活動を支える社会資本を整備するものであり、その品質確保は重要な課題である。このため、個々の工事の特性に見合った適切な技術力を持つ企業の選定が必要であり、総合評価方式は、価格と品質に優れた価値の高い公共調達を行うための契約方法であると言える。

本件工事において採用された方式は、標準点（100 点）に、入札参加者が提出した技術提案内容等に応じた加算点を加えたものを技術評価点とし、これを入札価格で除した数値である評価値が最も高い者を落札者とするものである。

総合評価を行う際には、中立・公正な立場から決定、評価等を行うため、総合評価審査小委員会を設置している。当委員会では、予め案件毎に、落札者決定基準（適用する総合評価のタイプ、評価項目や得点配分等）や求める技術提案の具体的な内容等を決定し、入札公告後に、各事業者から提出された技術提案書の審査および加算点の確定を行っている。

また、技術提案書に記載された内容については、契約書に記載することとしており、提案を行った事業者には提案内容の履行を求めているところである。

滋賀県においては、平成 18 年度から総合評価落札方式を試行導入しているが、平成 24 年度においては、予定価格が 1 億円以上の場合、原則として全ての工事で総合評価落札方式を採用している。

3 非公開理由について

各企業の技術提案の内容については、それぞれ各社が蓄積してきたノウハウ（いわゆる知的財産）であり、それを公にすることにより、当該企業の今後の競争上の地位を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当するものである。

総合評価落札方式においては、技術提案で「いかに得点を獲得するか」がカギとなっている。入札参加者においては、意欲のある企業は何度も現地に赴き、現場状況を把握し、個々の現場特性を活かした上で、自身が今まで蓄積してきた経験やノウハウ、技術力を駆使して技術提案書を作成しており、実際に提出される技術提案書については、提案内容はもちろんのこと、その取りまとめ方についても千差万別である。

こうした技術提案の内容を公開することは、各社のノウハウを公にすることであり、各社が一生懸命考えた発想・工夫が簡単に他者に漏れることとなる。また、以後の類似の入札において、労せずして他者の提案内容を参考にして技術提案を作成することが可能となるものである。

入札契約制度とは、適切な競争が行われる中で、日々の技術研鑽等により努力をした者が報われるシステムであるべきであり、技術提案を公開することは、入札契約制度の根幹を揺るがすことに繋がると考えている。

発注者である県においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）に基づき平成17年8月26日に閣議決定された基本方針により、企業から提出された技術提案書について、善良な管理者の注意をもって厳重に扱っているものである。

基本方針においては、「各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること」等とされており、このことは、審査、契約が終わった後においても同様である。なお、この基本方針に基づき、国においても技術提案の内容は非公開とされている。

総合評価審査小委員会における審査等の過程については、開催結果の概要を公表しているほか、技術提案に対する評価の詳細を記載した総合評価判定表等を公開している。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の

進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえたうえで以下のとおり判断する。

2 対象公文書について

本件対象公文書は、平成24年度第1号精神医療センター医療観察法病棟新築工事について、技術提案の評価方法等を決定するために行われた総合評価審査小委員会（平成23年11月1日開催）に係る資料および技術提案を評価し加算点を確定するために行われた総合評価審査小委員会（平成24年5月2日開催）に係る資料、ならびに確定した総合評価の結果についてまとめた総合評価判定表等の資料である。

3 非公開部分について

実施機関は、本件対象公文書について、個人の氏名等が記載された部分は条例第6条第1号に該当するとして、また各事業者からの技術提案の内容が記載された部分は条例第6条第2号アに該当するとして非公開としている。

これに対して、異議申立人は、非公開部分のうち、条例第6条第2号アを理由に非公開とされた技術提案の内容が記載された部分の公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性について検討する。

4 条例第6条第2号ア該当性について

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

品確法第8条第1項に基づく基本方針においては、「各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければ

ならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること等、その取扱いに留意する」こととされているところである。

このことについて、異議申立人は、当該内容は審査までのことを示したものであって、審査後には適用されないという趣旨の主張をしているが、当該方針が「他者に知られることのないようにすること」と明記し、特段、その時点を特定していないことからすれば、提案内容については、審査の前後を問わず慎重な取扱いが求められているものと解するのが相当である。

当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、非公開部分には、各事業者が提案した、目的物の長寿命化を図るための方策や、性能・機能を向上させるための工夫、工事現場周辺における安全対策等の内容が具体的に記載されており、その提案内容や記載方法等は、事業者毎に大きく異なるものであると認められた。

こうした技術提案については、各事業者がそれぞれ蓄積した経験や知見に基づいて作成しているものと思料され、その内容は、全体として事業者の独自のノウハウに当たるものと言いうことができる。

そして、これらの内容を公にすると、以後の同種の入札において、競合他社等が容易に当該内容を模倣した技術提案を行うことが可能となり、競合他社等において対抗的な事業活動が行われること等により、技術提案を行った事業者の競争上の地位を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、技術提案の内容が記載された部分は、条例第6条第2号アに該当するものである。

5 結論

異議申立人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、実施機関が、本件対象公文書において、各事業者からの技術提案の内容が記載された部分を非公開としたことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成24年9月14日	・実施機関から諮問を受けた。

平成24年10月10日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年10月30日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成24年12月25日 (第210回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成25年2月4日 (第211回審査会)	・実施機関から本件対象公文書について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成25年2月27日 (第212回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成25年3月27日 (第213回審査会)	・事案の審議を行った。
平成25年5月15日 (第214回審査会)	・答申案の審議を行った。